



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 ジェイコムホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 泰彦
(コード番号：2462 東証第一部)
問合せ先 取締役経営管理部長 我堂 佳世
(TEL. 06-6364-0006)

サクセスホールディングス株式会社普通株式（証券コード 6065）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

ジェイコムホールディングス株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成27年5月29日開催の取締役会において、サクセスホールディングス株式会社（コード番号：6065、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場している対象者株式 1,371,400 株（所有割合（注）26.17%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

（注1）所有割合とは、対象者が平成 27 年 5 月 12 日に提出した第 6 期第 1 四半期報告書に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（5,241,000 株）から、対象者が平成 27 年 5 月 11 日に公表した平成 27 年 12 月期第 1 四半期決算短信に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（44 株）を控除した株式数（5,240,956 株）に占める割合（小数点以下第三位四捨五入。）をいいます。以下、所有割合について同じとします。

当社は、対象者を連結子会社化することを目的とするものであること、及び、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を 1,254,400 株（所有割合 23.93%。なお、本公開買付けにより当該 1,254,400 株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式（2,625,800 株）の所有割合は 50.10%。）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（1,254,400 株）を超える場合（注 2）は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に

規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,254,400株）以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）次に述べるとおり、本公開買付けに関連して、当社は、買付予定数の上限（1,254,400株）を超える対象者株式を保有する株主であるシバノ（以下に定義されます。）との間で、同株主が保有する対象者株式の全てを応募することについて合意を得ておりますので、同合意に従って応募がなされた場合、応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,254,400株）を超えることとなります。以下、買付予定数の上限を超える場合との表現が用いられている箇所について同じとします。

なお、本公開買付けに関連して、当社は、対象者の第二位株主である株式会社シバノ（以下「シバノ」といいます。）との間で、平成27年5月29日付で公開買付けの応募に関する合意書（以下「応募合意書」といいます。）を締結し、シバノが、本公開買付けにおいて、その保有する対象者株式1,310,300株（所有割合25.00%）の全てを応募することに合意しています。したがって、シバノが同合意に従って本公開買付けに応募した場合、応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,254,400株）を上回るため、当社はあん分比例の方式により買付けを行うこととなります。この場合、シバノは、本公開買付けによってその保有する対象者株式の全てを売却することができないこととなりますが、シバノによれば、現時点において、当該売却することができなかった対象者株式についての保有方針は未定とのことです。応募合意書の詳細については、下記「（3）公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、対象者によって公表された平成27年5月29日付「ジェイコムホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、当社による本公開買付けの提案を慎重に検討した結果、昨今の深刻な保育士不足により人材の確保が重大な経営課題となっていることから、相互の情報の共有や採用方針を統一し、より強固な資本関係のもと同一のグループとして協力し、一層の事業シナジーを創出することが必要であると判断し、平成27年5月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

対象者の取締役会決議の詳細については、下記「（4）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、「…planning the Future～人を活かし、未来を創造する～」をグループ理念とし、人生のどの段階においても、人々のワークライフバランスを実現するために必要なサービスを幅広く提供できるよう、その基幹事業会社であるジェイコム株式会社（以下「ジェイコム」といいます。）、株式会社サンライズ・ヴィラ及び株式会社エースタッフを通じて、「総合人材サービス事業」、「介護関連サービス事業」及び「マルチメディアサービス事業」を営んでおります。そして、当社は、かかるグループ理念のもと、業界・業種・

職種に捉われず社会に必要とされる事業を創造すべく、M&Aや戦略的な事業提携を検討してまいりました。

一方、対象者は、その100%子会社である株式会社サクセスアカデミー（以下「サクセスアカデミー」といいます。）とともに対象者グループを構成し、保育事業を営んでおります。対象者の保育事業は、「受託保育事業」と「公的保育事業」の2つに分かれております。「受託保育事業」とは、病院、大学、企業などに勤務されている保護者向けの保育施設の運営を受託する事業です。子育てをしながら働くためには、保育サービスが必要になりますが、特に、不規則な勤務時間となるような職場環境では、幼稚園や認可保育園だけでは十分な保育をまかなえてはいけません。また、都市部では認可保育園などへの入園を希望しても、待機児童が多いために入園できない状況もあります。そのような環境にあつて、当事業では、病院や大学、企業などが、従業員等のために開設した保育施設の運営を受託しております。一方、「公的保育事業」とは、認可保育園や認証保育所、学童クラブや児童館、全児童対策事業施設といった公的な保育施設を運営する事業です。対象者グループにおいては、共働きや核家族化などにより子育て環境が大きく変化している中で、上記両事業を通じて、保護者が子どもたちを安心して預けられる環境を提供し、一人ひとり異なる家庭環境や成長度を踏まえた保育を提供しております。

当社は、平成21年12月に市場外取引により三井物産株式会社からサクセスアカデミーの普通株式620株（1株当たり190,000円。当該時点におけるサクセスアカデミーの発行済株式総数（3,100株）に対する取得株式割合（注3）は20.00%及び累計保有株式割合（注4）は20.00%）を取得し、サクセスアカデミーが平成22年11月に株式移転により対象者を設立したことに伴い（株式移転比率は1：1）、対象者株式を620株（当該時点における対象者の発行済株式総数（3,100株）に対する累計保有株式割合は20.00%）保有するに至りました。そして、その後、対象者が平成24年3月及び平成25年1月に実施した株式分割を経て、当社は、対象者株式を930,000株（当該時点における対象者の発行済株式総数（5,241,000株）に対する累計保有株式割合は17.74%）保有するに至り、その後も平成25年5月に市場外取引により対象者株式を合計130,900株（1株当たり2,153円及び2,499円。当該時点における対象者の発行済株式総数（5,241,000株）に対する取得株式割合は2.50%及び累計保有株式割合は20.24%）取得したほか、平成25年8月から平成27年3月にかけて市場内取引により対象者株式を断続的に合計310,500株（1株当たり1,190円から1,785円。当該時点における対象者の発行済株式総数（5,241,000株）に対する取得株式割合は5.92%及び累計保有株式割合は26.17%）取得し、本日現在保有する1,371,400株（所有割合26.17%）を取得するに至りました。これらの一連の株式取得行為を通じて、当社は、平成26年12月10日より、対象者の主要株主である筆頭株主となりました。

（注3）取得株式割合とは、サクセスアカデミー（株式移転による対象者の設立前）又は対象者（株式移転による対象者の設立後）の各時点における発行済株式総数に占める、各時点で取得したサクセスアカデミーの普通株式数又は対象者株式数の割合（小数点以下第三位四捨五入。）をいいます。以下、取得株式割合について同じとします。

（注4）累計保有株式割合とは、サクセスアカデミー（株式移転による対象者の設立前）又は対象者（株式移転による対象者の設立後）の各時点における発行済株式総数に占める、各時点で保有するサクセスアカデミーの累計普通株式数又は累計対象者株式数の割合（小数点以下第三位四捨五入。）をいいます。以下、累計保有株式割合について同じとします。

また、当社は、サクセスアカデミーとの間で平成21年10月28日付株式投資契約書を、対象者との間で平成22年11月1日付株式投資契約書をそれぞれ締結し、両社間の関係会社体制を維持するため、対象者（株式移転による対象者の設立前はサクセスアカデミーを指します。以下同じ。）における一定の事項（注5）

につき当社の事前承諾を要する旨取り決めるなどしました（なお、いずれの株式投資契約書も対象者株式の上場により平成 24 年 8 月に終了しています。）。そして、当社は、平成 21 年 12 月以降、対象者と業務資本提携を行い、同月より、対象者に社外取締役を 1 名派遣し、不採算事業からの撤退や事業モデルの再構築をするなど、対象者の企業価値向上に尽力し、また、指揮命令系統や業務フローの整備、社内システムの強化をするなどして、対象者の平成 24 年 8 月における旧・株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）（以下「J A S D A Q 市場」といいます。）への上場、平成 25 年 4 月における東京証券取引所市場第二部への上場、及び、平成 26 年 4 月における東京証券取引所市場第一部への市場変更を支援いたしました。加えて、保育士確保と業界知識・ノウハウの共有のため、対象者から総合人材サービス事業を営むジェイコムへの人材招聘により、当社においては、保育業界の知識・ノウハウの蓄積により効果的にグループ戦略を立案・遂行し、ジェイコムにおいては、保育士の採用、求人企業とのマッチングを強化し、また、対象者においては、保育業界で培った業界知識や人材育成のノウハウを当社と共有することで保育士の採用を効率的に行うことにより、両社の連携体制を確立してまいりました。

（注 5）一定の事項とは、①対象者がシバノに対して発行している新株予約権について、シバノがその行使を行う場合（なお、現時点では新株予約権は存在しません。）、②対象者が対象者の株式、新株予約権その他対象者の株式を取得できる権利の発行又は付与を行う場合（但し、株式上場時における公募増資は除きます。）、及び、③対象者の 100%子会社であるサクセスアカデミー又はサクセスアカデミーの 100%子会社であるサクセスプロスタッフ株式会社の議決権保有割合に変動が生じる場合（なお、サクセスプロスタッフ株式会社は平成 22 年 4 月にサクセスアカデミーに吸収合併されております。）を指します。

しかしながら、保育・介護業界においては、少子高齢化が進み、人材の確保が将来の成長への経営課題となる企業が増える中でも、圧倒的に人材が不足しております。このような状況の下、当社は、グループの中核である総合人材サービス事業において、非就業者へ働く喜びを伝え社会で活躍できるようサポートするだけでなく、経験やスキルはあっても労働条件や育児・介護等の原因から就業していない潜在求職者にも安心して働いてもらえるよう、求人企業へ労働条件緩和の働きかけを行う等のサポートをしておりますが、当社が、潜在求職者の持つ課題を把握し解決するためには、就業を希望する業界における知識・ノウハウを保有し、潜在求職者が置かれている環境を把握する必要があります。

このような背景のもと、昨今の深刻な保育士不足により、人材の確保が両社の重大な経営課題となったこと、及び、シバノがその所有する対象者株式の売却意向を示したことから、両社は、平成 27 年 4 月上旬から本格的に本公開買付けの検討を開始いたしました。その結果、両社は、待機児童問題の解消に向け政府が取り組む中、都市部を中心とした保育士の確保が保育事業者である対象者の成長のために必要不可欠であるところ、「総合人材サービス事業」を営む当社の基幹事業会社であるジェイコムを中核に持つ当社グループの求人ボリューム及び採用ノウハウと、対象者の持つ保育業界における知識・ノウハウを共有することで、両社の企業価値の向上が期待できると判断いたしました。そして、両社は、対象者が当社グループの求人ボリューム及び採用ノウハウを活用し、また相互の情報の共有や採用方針の統一を実現するためには、持分法適用関連会社による資本関係を超えて、対象者を連結子会社とすることで、より強固な資本関係のもと、同一のグループとして協力し、一層の事業シナジーを創出することが必要であるとの認識で一致するに至りました。すなわち、当社としては、対象者を連結子会社とすることにより、保育業界向け人材サービスに必要な求人企業と求職者をマッチングするための業界知識・ノウハウを、対象者と同じレベルで保有・蓄積し、また、対象者から必要な知識を十分に備える人材を招聘することが従前よりも容易になるというシナジー効

果が見込まれ、他方で、対象者としては、当社の連結子会社となることにより、保育士を確保するために必要な求人・採用ノウハウを人材サービス企業と同じ高いレベルで得ることができ、採用人数の増加と採用コストの圧縮が可能になるというシナジー効果が見込まれます。

以上のとおり、当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とすることは、当社グループの継続的な企業価値の向上の観点から極めて有効と考えるに至り、平成27年5月29日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

② 本公開買付け後の経営方針

当社は、本公開買付け成立後における対象者の経営方針として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部上場を継続し、本公開買付け成立後の経営体制につきましては、現状の対象者の経営を尊重しつつ、両社の連携を深め、企業価値向上に関する具体的な取組みに向け、今後対象者との協議・検討を行うことを予定しております。対象者を当社の連結子会社とすることで、相互に会議への参加や共同提案を実施し、両社が同時に情報を共有できるようにいたします。

なお、本日現在、対象者取締役5名のうち1名は当社の取締役を兼務しているところ、当社は、今後、対象者の役員構成などのガバナンス体制の変更（派遣役員の増員を含む。）を行っていくことを企図しておりますが、現時点では、決定事項はございません。

また、当社は、対象者を連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにおいてその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者株式の追加取得を行うことを現時点では予定しておらず、また、本公開買付けにより取得した株式を含め、当社はその保有する対象者株式の全部について長期保有することを前提としております。なお、本公開買付けによって上記の目的を達成できない場合の具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する具体的な予定はありません。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の第二位株主であるシバノとの間で、平成27年5月29日付で応募合意書を締結しております。応募合意書においてシバノは、その所有する対象者株式1,310,300株（所有割合25.00%）の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。なお、当該合意に基づく応募についての前提条件は、存在しません。

上記のとおり、シバノは、その所有する対象者株式の全て（1,310,300株）を本公開買付けに応募することを合意しているところ、シバノが同合意に従って本公開買付けに応募した場合、応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,254,400株）を上回るため、当社があん分比例の方式により買付けを行うこととなります。この場合、シバノは、本公開買付けによってその保有する対象者株式の全てを売却することができないこととなりますが、シバノによれば、現時点において、当該売却することができなかつた対象者株式についての保有方針は未定とのことです。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社は、対象者株式1,371,400株（所有割合26.17%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としており、また、対象者に対して社外取締役1名を派遣しております。このような状況を踏まえ、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、

対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、プルータスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、プルータスから本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社がプルータスから取得した対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、後記「2. 買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として監査法人TSK（以下「TSK」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年5月29日付でTSKから対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、TSKは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

TSKは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法は、一定期間の平均株価に基づき株主価値を算定する手法であり、証券市場における客観的評価指標と考えられるため、当該評価方法を採用し、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）は、今後企業が獲得するであろうキャッシュフローから企業価値を算定する手法であり、当該会社の成長性等を考慮した継続価値を最もよくあらわす手法と考えられるため、当該評価方法を採用しているとのことです。なお、対象者は、TSKから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。TSKが上記手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 1,189円～1,244円

DCF法 : 1,505円～1,757円

市場株価法では、平成27年5月28日を算定基準日として、東京証券取引所における対象者株式の算定基準日の終値1,189円、直近1ヶ月間の終値単純平均株価1,189円、直近3ヶ月間の終値単純平均株価1,207円及び直近6ヶ月間の終値単純平均株価1,244円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,189円から1,244円までと算定しているとのことです。

DCF法では、TSKは、対象者から提供を受けた事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年12月期以降の対象者の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、1,505円から1,757円までと算定しているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部のリーガル・アドバイザーとして松村総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程について、法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見等については、昨今の深刻な保育士不足による人材の確保が重大な経営課題となっていることから、相互の情報の共有や採用方針を統一し、より強固な資本関係のもと同一のグループとして協力し、一層の事業シナジーを創出することが必要であると判断し、平成 27 年 5 月 29 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者取締役全 5 名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない 2 名を除く取締役 3 名の全員一致により決議したとのことです。すなわち、対象者取締役のうち、柴野豪男氏は当社と応募合意書を締結しているシバノの代表取締役を兼務しており、また、岡本泰彦氏は当社の代表取締役社長であるため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、上記対象者取締役会では、対象者監査役 3 名全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することについても異議がない旨の意見を表明したとのことです。

⑤ 対抗的な買付け等の機会の確保

当社は対象者との間で、当社以外の者による買付け等の機会が不当に制限されないことがないよう、対象者が当社以外の買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、対象者株式 1,254,400 株（所有割合 23.93%）を買付予定数の上限として設定しておりますので、本公開買付けにより当該 1,254,400 株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式は 2,625,800 株（所有割合 50.10%）であり、当社は本公開買付けに伴う対象者の上場廃止を企図しておりません。したがって、本公開買付け成立後も、対象者株式は、東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	サクセスホールディングス株式会社																				
② 所 在 地	神奈川県藤沢市鵜沼石上一丁目1番15号																				
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 野口 洋																				
④ 事 業 内 容	認可保育園・東京都認証保育所の運営、病院、企業、学校内の保育施設の受託運営を行う、株式会社サクセスアカデミーを主要事業会社とする純粋持株会社																				
⑤ 資 本 金	285,771千円																				
⑥ 設 立 年 月 日	平成22年11月1日																				
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成26年12月31日現在)	<table border="1"> <tr> <td>ジェイコムホールディングス株式会社</td> <td>25.10%</td> </tr> <tr> <td>株式会社シバノ</td> <td>25.00%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>8.93%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>4.12%</td> </tr> <tr> <td>野村信託銀行株式会社(投信口)</td> <td>2.70%</td> </tr> <tr> <td>池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合無限責任組合員</td> <td>2.56%</td> </tr> <tr> <td>サクセスグループ従業員持株会</td> <td>1.76%</td> </tr> <tr> <td>瀬木 葉子</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)</td> <td>0.89%</td> </tr> <tr> <td>楽天証券株式会社</td> <td>0.73%</td> </tr> </table>	ジェイコムホールディングス株式会社	25.10%	株式会社シバノ	25.00%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8.93%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.12%	野村信託銀行株式会社(投信口)	2.70%	池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合無限責任組合員	2.56%	サクセスグループ従業員持株会	1.76%	瀬木 葉子	1.00%	BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	0.89%	楽天証券株式会社	0.73%
ジェイコムホールディングス株式会社	25.10%																				
株式会社シバノ	25.00%																				
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8.93%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.12%																				
野村信託銀行株式会社(投信口)	2.70%																				
池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合無限責任組合員	2.56%																				
サクセスグループ従業員持株会	1.76%																				
瀬木 葉子	1.00%																				
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	0.89%																				
楽天証券株式会社	0.73%																				
⑧ 公 開 買 付 者 と 対 象 者 の 関 係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>公開買付者は現在、対象者株式1,371,400株(所有割合26.17%)を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>公開買付者の代表取締役社長である岡本泰彦氏が対象者の取締役を兼務しております。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>公開買付者の子会社であるジェイコムは、対象者に対し、人材サービスを提供しております。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>対象者は、公開買付者の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。</td> </tr> </table>	資 本 関 係	公開買付者は現在、対象者株式1,371,400株(所有割合26.17%)を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。	人 的 関 係	公開買付者の代表取締役社長である岡本泰彦氏が対象者の取締役を兼務しております。	取 引 関 係	公開買付者の子会社であるジェイコムは、対象者に対し、人材サービスを提供しております。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。												
資 本 関 係	公開買付者は現在、対象者株式1,371,400株(所有割合26.17%)を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。																				
人 的 関 係	公開買付者の代表取締役社長である岡本泰彦氏が対象者の取締役を兼務しております。																				
取 引 関 係	公開買付者の子会社であるジェイコムは、対象者に対し、人材サービスを提供しております。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。																				

(注) 「持株比率」は、対象者が平成27年3月27日に提出した第5期有価証券報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成27年5月29日(金曜日)
公開買付開始公告日	平成27年6月1日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成27年6月1日(月曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成27年6月1日(月曜日)から平成27年6月29日(月曜日)まで(21営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成27年7月10日(金曜日)まで(30営業日)となります。

④ 期間延長の確認連絡先

ジェイコムホールディングス株式会社
大阪市北区角田町8番1号梅田阪急ビルオフィスタワー19階
06-6364-0006 取締役経営管理部長 我堂 佳世
確認受付時間 平日9時から17時まで

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,700円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてブルータスに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、ブルータスは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

ブルータスは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社はブルータスから平成27年5月28日付で本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、ブルータスから本公開買付価格の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 : 1,189円から1,244円

DCF法 : 1,601円から1,808円

市場株価法では、平成27年5月28日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の算定基準日終値1,189円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,189円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,207円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,244円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,189円から1,244円までと分析しております。

DCF法では、当社が対象者より受領した事業計画、直近までの業績の動向、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,601円から1,808円までと分析しております。

当社は、本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、対象者に対して実施したデュー・デリジェンスの結果、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び応募合意書を締結しているシバノとの協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成27年5月29日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1,700円とすることを決定いたしました。

本公開買付け価格1,700円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年5月28日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値1,189円に対して42.98%（小数点以下第三位四捨五入。）、平成27年5月28日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,189円（小数点以下四捨五入。）に対して42.98%（小数点以下第三位四捨五入。）、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,207円（小数点以下四捨五入。）に対して40.85%（小数点以下第三位四捨五入。）、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,244円（小数点以下四捨五入。）に対して36.66%（小数点以下第三位四捨五入。）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

なお、当社は、平成25年5月20日に対象者株式105,000株を市場外取引により1株当たり2,499円で取得し、また同月27日に対象者株式25,900株を市場外取引により1株当たり2,153円で取得しております。これらの取得価格と本公開買付け価格との間には453円から799円の差異がありますが、これは主に当該取引が行われた時点以降の対象者株式の株価の動向及び相対取引であった当該各取引と本公開買付けにおいて付されるプレミアムによる差異によるものです。

② 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

当社は、平成21年12月以降、対象者と業務資本提携を行い、同月より、対象者に社外取締役を1名派遣し、不採算事業からの撤退や事業モデルの再構築をするなど、対象者の企業価値向上に尽力し、また、指揮命令系統や業務フローの整備、社内システムの強化をするなどして、対象者の平成24年8月におけるJASDAQ市場への上場、平成25年4月における東京証券取引所市場第二部への上場、及び、平成26年4月における東京証券取引所市場第一部への市場変更を支援いたしました。加えて、保育士確保と業界知識・ノウハウの共有のため、対象者から総合人材サービス事業を営むジェイコムへの人材招聘により、当社においては、保育業界の知識・ノウハウの蓄積により効果的にグループ戦略を立案・遂行し、ジェイコムにおいては、保育士の採用、求人企業とのマッチングを強化し、また、対象者においては、保育業界で培った業界知識や人材育成のノウハウを当社と共有することで保育士の採用を効率的に行うことにより、両社の連携体制を確立してまいりました。

しかしながら、昨今の深刻な保育士不足により、人材の確保が両社の重大な経営課題となったこと、及び、

シバノがその所有する対象者株式の売却意向を示したことから、両社は、平成 27 年 4 月上旬から本格的に本公開買付けの検討を開始し、「総合人材サービス事業」を営む当社の基幹事業会社であるジェイコムを中核に持つ当社グループの求人ボリューム及び採用ノウハウと、対象者の持つ保育業界における知識・ノウハウを共有することで、両社の企業価値の向上が期待できると判断いたしました。そして、両社は、対象者が当社グループの求人ボリューム及び採用ノウハウを活用し、また相互の情報の共有や採用方針の統一を実現するためには、持分法適用関連会社による資本関係をを超えて、対象者を連結子会社とすることで、より強固な資本関係のもと、同一のグループとして協力し、一層の事業シナジーを創出することが必要であるとの認識で一致するに至りました。

以上のとおり、当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とすることは、当社グループの継続的な企業価値の向上の観点から極めて有効と考えるに至り、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により、本公開買付け価格を決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてプルータスに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、プルータスは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

プルータスは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社はプルータスから平成 27 年 5 月 28 日付で本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、プルータスから本公開買付け価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

プルータスにより上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 1,189 円から 1,244 円
DCF 法	: 1,601 円から 1,808 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去 6 ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び応募合意書を締結しているシバノとの協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 1,700 円とすることを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

プルータスは、公開買付け者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,254,400株	一株	1,254,400株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,254,400株)以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,254,400株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	13,714個	(買付け等前における株券等所有割合 26.17%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	407個	(買付け等前における株券等所有割合 0.78%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	26,258個	(買付け等後における株券等所有割合 50.10%)
対象者の総株主の議決権の数	52,395個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成27年5月12日に提出した第6期第1四半期報告書に記載された平成27年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成27年3月31日現在の発行済株式総数(5,241,000株)から、対象者が平成27年5月11日に公表した平成27年12月期第1四半期決算短信に記載された平成27年3月31日現在対象者が所有する自己株式数(44株)を控除した株式数(5,240,956株)に係る議決権の数(52,409個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,132,480,000円

(注) 買付代金は、買付予定数(1,254,400株)に1株当たりの本公開買付価格(1,700円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成 27 年 7 月 3 日（金曜日）

（注）法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成 27 年 7 月 16 日（木曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人（後記（11）で定義します。）から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,254,400 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,254,400 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数。）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等から

の買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間等が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のSMB C日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用がある場合には、公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・

手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 27 年 6 月 1 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の公開買付者の連結業績への影響の見通し

本公開買付けによる公開買付者の業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社による本公開買付けの提案を慎重に検討した結果、昨今の深刻な保育士不足により人材の確保が重大な経営課題となっていることから、相互の情報の共有や採用方針を統一し、より強固な資本関係のもと同一のグループとして協力し、一層の事業シナジーを創出することが必要であると判断し、平成 27 年 5 月 29 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者のかかる意思決定の過程の詳細については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上